

参考資料

- 団体の経営状況等の審査及び評価の仕組み 130
- 報告様式の解説 131
- 審査及び評価基準等 134
- 団体自己評価シート 135
- 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例 142
(平成14年三重県条例第41号)
- 三重県外郭団体等改革方針（平成25年3月）（抜粋） 143

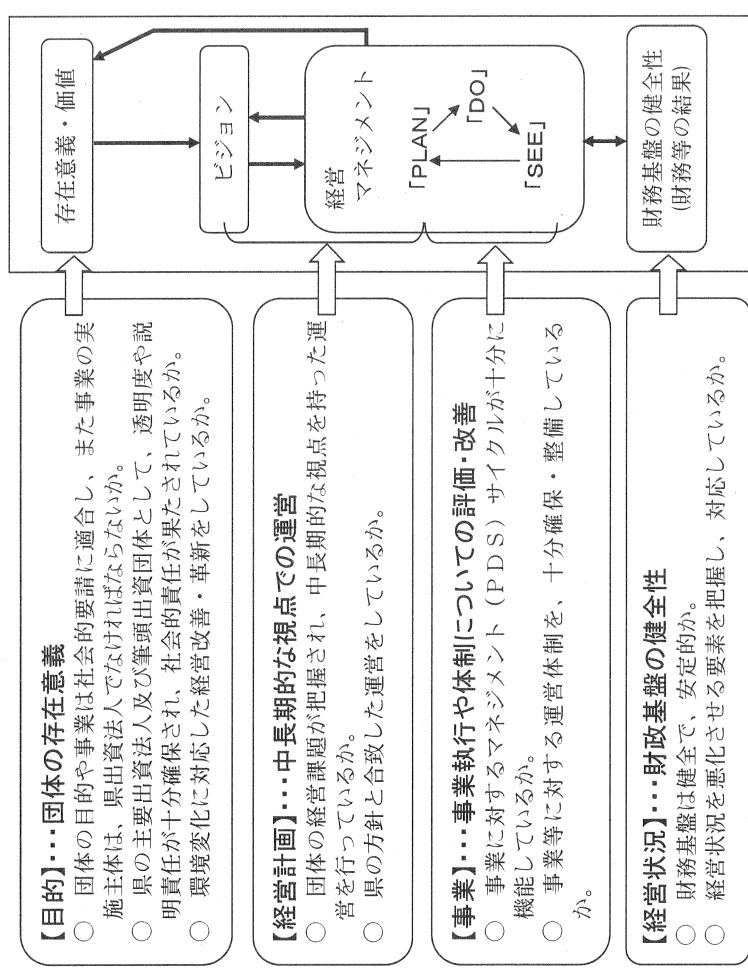
団体の経営状況等の審査及び評価の仕組み

団体の経営状況等の審査及び評価の仕組みは、「団体の自己評価」、「知事等による審査及び評価」、「議会への報告及び公表」からなり立っています。

◆ 4つの部門（目的、経営計画、事業、経営状況）の趣旨◆

(1) 団体の自己評価	
県の出資割合が4分の1以上の法人（主要出資法人）及び県の出資割合が4分の1未満であるが県が筆頭出資者である法人（筆頭出資団体）が、決算書等により財務概況等を整理して「経営基本情報」を作成し、自己評価シートにより「目的、経営計画、事業、経営状況」という4つの部門における評価を、自ら実施します。	評価の結果、評価年度の取組状況・成果、団体の抱える経営課題、それらに対する取組方針、さらに、団体の達成目標等を明らかにして、県に事業年度終了後3ヶ月以内に報告します。
(2) 知事等による審査及び評価	
知事等は、団体の自己評価の報告を受けて、これらの団体に対して、出資等を行っている立場から、「審査及び評価基準等」に基づき、審査及び評価を実施します。	審査及び評価の結果、団体の達成目標を含め、評価年度の取組状況や成果に対する評価、団体の抱える課題、それらに対する県の方針等を明らかにします。
(3) 議会への報告及び公表	
知事は、審査及び評価の結果について議会へ報告するとともにインターネットにより公表します。	
■ 報告内容 ■	
報告内容は、団体毎に「経営基本情報」「団体自己評価結果」「知事等の審査及び評価結果」の3つの部分から構成されています。	
経営基本情報	団体の基本情况、主な事業内容、決算の概要、財務に関する主な指標、役職員の状況、県からの財政的支援及び団体の目標達成状況等を明らかにしています。
団体自己評価結果	団体が自ら評価を実施した内容を明らかにした部分です。目的、経営計画、事業、経営状況という4つの部門で、自己評価シートにより評価し、評点化するとともに、団体責任者が評価結果から把握した経営課題や今後の方針等を明らかにしています。
知事等の審査及び評価結果	団体を所管する知事等が、出資等を行っている立場から、団体の実施した自己評価に対して、審査及び評価を実施した内容を記載しています。知事等が団体に対する経営課題や方針等について明らかにしています。

※ 様式については 131～133 ページを参照してください。



【経営基本情報】

○団体の基本情報

所在地	
HPアドレス	
電話番号	FAX番号
設立年月日	[] 団体の設立年月日、及び設立後の統合等、重要な変更の内容
代表者	県所管部等
県出資額	円 県出資割合
団体の目的	資本金等のうち県出資額の占める割合

○主な事業内容

[事業規模]		(単位:千円)		備考	
事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度
(1) 全事業合計に占める割合					
(2) 全事業合計に占める割合					
(3) 全事業合計に占める割合					
(4) (1)～(3)以外の事業 全事業合計に占める割合					
全事業合計					
全事業合計に占める割合					

令和元年度の事業規模(事業費、売上高等)の上位3事業の事業規模

売上高	(a)
売上原価	(b)
販売費・一般管理費	(c)
営業損益	(d) = (a) - (b) - (c)
経常損益	(e)
当期純損益(経常損益+特別利益-特別損失-法人税等)	
資産	
負債	(e)
資本金(基本金)	(f)
剰余金(累積又損金)等	(g)
純資産	(h) = (f) + (g)
負債・純資産合計	(i) = (e) + (h)

○財務に關する主要な指標

指標	計算式	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自己資本比率	純資産／(負債+純資産)			[財務の安定性を示す指標で高い方が良い]
流動比率	流动資産／流动負債			[財務の安定性を示す指標で高い方が良い]
借入金残高／(負債+純資産)	借入金残高／(負債+純資産)			[財務の安定性を示す指標で高い方が良い]
売上高営業利益率	営業利益／売上高			[収益性を示す指標で高い方が良い]
総資産経常利益率	経常利益／資産合計			[収益性を示す指標で高い方が良い]
効率性	人件費比率	人件費／売上高		[財務の効率性を示す指標で低い方が良い]
管理費比率	販売費・一般管理費／売上高			[財務の効率性を示す指標で低い方が良い]

○役職員の状況 (※派遣職員は含まない)
備考

常勤役員	平成29年度	平成30年度	令和元年度
うち、県退職者	人	人	人
うち、県派遣	人	人	人
常勤正規職員	人	人	人
うち、県退職者	人	人	人
その他職員	人	人	人
うち、県退職者	人	人	人

○県からの財政的支援など (単位:千円)

委託料	3日以上出勤している役員数	人
補助金・助成金	R元平均年齢	歳
負担金	R元平均年節	歳
借入金(期中に借り入れた額の合計)	R元平均年齢	歳
その他裏支出し金(追加出資額等)	R元平均年齢	歳
借入金残高(期末残高)	R元平均年齢	歳
債務保証額(期末残高)	R元平均年齢	歳
損失補償限度額	R元平均年齢	歳
損失補償契約に係る債務残高(期末残高)	R元平均年齢	歳

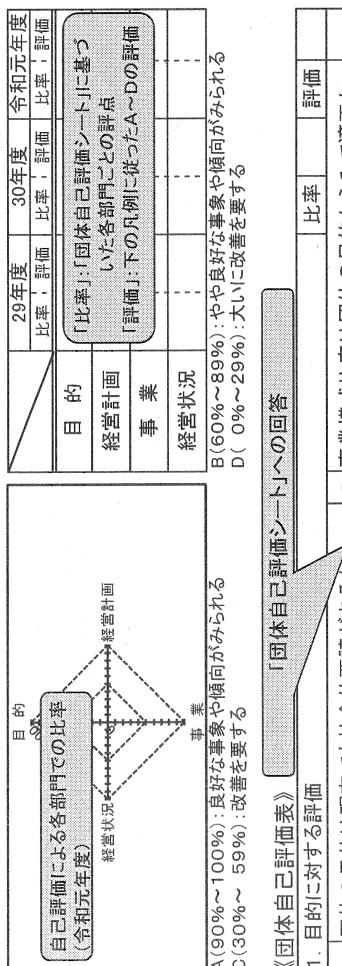
○団体の目標達成状況等

●中長期経営計画による目標及びその達成状況	無
目標	目標が策定した中長期経営計画に掲げてある目標及びその達成状況

○財務概況 (単位:千円)

目標	実績
年次事業計画による達成目標	年次事業計画による達成目標
定性目標	定性目標
令和元年度目標	令和元年度実績
令和2年度目標	令和2年度実績
定量目標	定量目標
指標	目標
数値目標	実績
単位	目標
平成30年度	実績
令和元年度	目標
令和2年度	実績
団体が掲げている達成すべき定量目標	団体が掲げている達成すべき定量目標

【団体自己評価結果】



《団体自己評価表》

1. 目的に対する評価		2. 経営計画に対する評価	
		比率	評価
1 団体の目的は現在でも社会的要請があるか	5 事業構成比率は団体の目的からみて適正か	比率	評価
2 民間企業等が事業の実施主体となることは不可能か、	6 団体が設定している目標は、目的や行政目的の達成に寄与する指標どないでいるか		
3 他の役割分担を踏まえ、団体で実施するメリットがあるか	7 社会経済状況に応じ経営改善に取り組んでいるか		
4 事業内容は目的に対し意義・効果が認められるか	8 県民に対し情報公開・情報提供しているか		

3. 事業に対する評価

1 団体の事業全体について、成果は十分に上がっているか		2 中長期経営計画を策定し、運用しているか	
		比率	評価
1 外部環境、経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか	6 内部統制は十分に実施されているか	比率	評価
3 目標達成度を評価・活用しているか	7 危機管理体制は十分に整備されているか		
4 中長期経営計画と実績との差異を分析し、計画を見直しているか	8 組織体制は十分に整備されているか		
	9 管理費比率及び人件費比率は適正か		
5 顧客からの問い合わせ、意見等への対応は適切か	10 事業毎に損益を分析し、活用しているか		

4. 経営状況に対する評価

1 収支の状況は健全であるか		2 累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	
		比率	評価
3 財務基礎についての指標は適正か	7 債権管理は十分か	比率	評価
4 収益における県への依存度は適正か	8 借入金は返済可能か		
5 総資産当期経常増減率は適正か	9 基本財産や運用財産を適正に運用しているか		
	10 必要な額の特定資産が設定されているか		

5. 経営方針に対する評価

1 開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか		2 債権管理は十分か	
		比率	評価
1 収益の状況は健全であるか	6 開発用不動産等及び有価証券等の含み損益を把握しているか	比率	評価
2 累積欠損金が発生していないか、債務超過ではないか	7 債権管理は十分か		
3 財務基礎についての指標は適正か	8 借入金は返済可能か		
4 収益における県への依存度は適正か	9 基本財産や運用財産を適正に運用しているか		
5 総資産当期経常増減率は適正か	10 必要な額の特定資産が設定されているか		

6. 経営方針に対する評価

1 上記調査及び評価を踏まえた県の立場からのコメント(記載項目)		2 法人全般についての取組状況、成果、事業実施の状況	
		比率	評価
1 法人の自己評価の内容	2 法人が抱える課題とそれに対する法人的取組方針	比率	評価
2 今後の県の方針			

* 回答①=5点、②=3点、③=1点、④=0点とし各部門ごとに比率を算出しています。
比率=(合計点)/(総回答数×5点) ×100

《団体自己評価コメント》

1. 目的		2. 経営計画	
比率	評価	比率	評価
「比率」:「団体自己評価シート」に基づいた各部門ごとの評価	「評価」:下の凡例に従ったA～Dの評価		
A(60%～89%):やや良好な事象や傾向がみられる	B(60%～89%):やや良好な事象や傾向がみられる		
C(0%～29%):大いに改善を要する	D(0%～29%):大いに改善を要する		

3. 事業		4. 経営状況	
比率	評価	比率	評価
「比率」:上記4部門を総括した団体のコメント	「評価」:上記の評価結果や、経営課題、取組方針等に関する団体のコメント		
A(90%～100%):良好な事象や傾向がみられる	B(60%～89%):やや良好な事象や傾向がみられる		
C(30%～59%):改善を要する	D(0%～29%):大いに改善を要する		

5. 経営方針		6. 経営方針	
比率	評価	比率	評価
「比率」:上記4部門自己評価結果に比べて高く評価(良好な点が認められる)	「評価」:上記4部門自己評価結果に比べて低く評価(課題が認められる)		
「比率」:空欄	「評価」:空欄		
「比率」:「+」	「評価」:「+」		
「比率」:「-」	「評価」:「-」		
「比率」:「△」	「評価」:「△」		

7. 経営方針		8. 経営方針	
比率	評価	比率	評価
「比率」:「+」	「評価」:「+」		
「比率」:「-」	「評価」:「-」		
「比率」:「△」	「評価」:「△」		

審査及び評価基準等

平成14年9月30日制定
平成19年3月19日改定
平成23年5月23日改定

- 1 これは、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第9条第2項の規定により、県が審査及び評価を実施する際の基準である。
- 2 審査及び評価は、法人からの報告を受け、法人の目的、事業、経営計画及び経営状況について、「必要性」「効率性」「有効性」「市場性」の観点から実施するものとする。
- 3 2に規定する観点は次のとおりとする。
 - (1) 「必要性」の観点
 - ・法人の目的や実施事業が、県民や社会のニーズに照らして妥当か
 - ・法人の目的や実施事業が、設置根拠となっている法律等、上位の目的と照らして妥当か
 - (2) 「効率性」の観点
 - ・投入された資源量に見合った結果が実際に得られているか
 - ・必要な結果がより少ない資源量で得られる方法がないか
 - ・同一の資源量でより大きな結果が得られる方法がないか
 - (3) 「有効性」の観点
 - ・事業の実施により、期待される効果が実際に得られているか
 - ・事業実施にあたり的確な目標を設定しているか
 - (4) 「市場性」の観点
 - ・県民や社会のニーズ等、事業を取り巻く環境を的確に把握しているか
 - ・把握したニーズ等を事業内容に反映しているか
- 4 県は、審査及び評価を行った結果について、「団体自己評価」の「知事等の審査及び評価結果」の欄に、次の手順により記載するものとする。
 - (1) 「団体自己評価」の「団体自己評価結果」欄に記載された評価と比べ、良好な点が認められるなど高く評価する場合には+の記号、課題が認められるなど低く評価する場合にはーの記号を当該年度の評価として記載するものとする。また、おおむね妥当と認められる場合には記号を付さないものとする。
 - (2) コメント欄には審査の結果及び評価の理由等を記載するものとする。
 - (3) 総括コメント欄には、県として認識している団体の課題や取組方針についてコメントを記入するものとする。

※ 県の出資割合が4分の1未満であるが、県が筆頭出資者である団体の評価における県の審査及び評価の実施にあたっては、この基準を準用する。

団体名			
2-1 経営基本方針(注2-1)や経営理念等を定め、役員・職員に浸透しているか。	[]		
(注2-1)経営基本方針とは、団体の目的を具体的な事業活動に結びつけ且つ構成員の活動の方向性を定めるために、経営者が定める団体の方針を指します。			
①経営基本方針や経営理念等を定め、役員・職員の全員に浸透している。	[]		
②経営基本方針や経営理念等を定め、5割以上	[]		
の役員・職員に浸透している。	[]		
③経営基本方針や経営理念等を定め、役員・職員の役員・職員に浸透している。	[]		
視点			
経営基本方針等には団体の存在理由や事業領域を規定している。	[]		
経営基本方針等の内容・表現は簡潔明瞭なものなどなっている。	[]		
経営基本方針等を定期的に見直している。	[]		
経営基本方針等を役員・職員に周知している。	[]		
役員・職員は経営基本方針等に従った行動をとっている。	[]		
経営基本方針等の役員・職員への周知方法を記入して下さい。	[]		
[]			
2-2 中長期経営計画を策定し、運用しているか。	[]		
回答欄	[]		
①策定し、計画どおりの成果が上がっている。	[]		
②策定し、計画の5割以上が上がっている。	[]		
③策定しているが、計画の5割未満の成績しか上がりっていない(または、現在新しい計画を策定中である)	[]		
④策定していない(策定作業中でない)	[]		
視点			
中長期経営計画に基づいた年次事業計画を立てている。	[]		
中長期経営計画に對応して組織体制を整備している。	[]		
※最新の中長期経営計画(昨年度と同様で添付した場合を除く)及び今年度の年次事業計画を添付して下さい。	[]		
[]			
2-3 外部環境、団体の経営資源を把握、評価し、中長期経営計画に盛り込んでいるか。	[]		
回答欄	[]		
①外部環境や経営資源を把握し、必要な項目を計画に盛り込んでいる。	[]		
②外部環境や経営資源を把握しているが、必要な部分がある。	[]		
③外部環境や経営資源を把握していない、または必要な項目を計画に盛り込まない(または、現在新しい計画を策定中である)	[]		
④策定していない(策定作業中でない)	[]		
視点			
外部環境を調査・分析し、変化に対応した計画を策定している。	[]		
団体の経営資源の長所と短所を把握し、適正配分に努めている。	[]		
人員・人件費に関する計画がある。	[]		
施設、サービスに関する計画がある。	[]		
資金に関する計画がある。	[]		
成果目標を設定している。	[]		
計画期間の定めがある。	[]		
[]			
2-4 中長期経営計画と実績のその差異を分析し、計画を見直しているか。	[]		
回答欄	[]		
①毎年度計画と実績の差異を分析し、必要な場合	[]		
は必ず計画を見直している。	[]		
②毎年度計画と実績の差異を分析しているが、計画期間を見直さないことがある。	[]		
③計画と実績の差異を分析しているが、計画期間中の見直さない(または、現在新しい計画を策定中である)	[]		
④計画と実績の差異を分析していない(または計画を見直していない)	[]		
視点			
計画策定時の社会経済環境から大きな変化はない。	[]		
中長期目標は適切である。	[]		
計画どおり実績の数値は乖離した原因を把握して対策を立てている。	[]		
中長期経営計画を評価・改善する仕組みがある。	[]		
[]			

団体名		
1-6 団体が中長期経営計画、年次事業計画等で設定している目標は、目的の達成や行政目的の確実かが効果的な達成に寄与する指標となっているか。		
<p>①全ての目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確となっている。 ②割以上との目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確になっている。</p> <p>③割未満の目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確になっている。 ④全ての目標で、団体の目的や行政目的との関連性が明確となっていない(考慮していない)</p>		
回答欄 □□□		
1-7 社会経済状況の変化に対応して、経営改善(経費削減やサービス向上活動を含む)に取り組んでいるか。		
<p>①継続して取り組んでおり目標どおりの効果を上げている。 ②継続して取り組んでいるが目標には達していない。 ③何らかの取組を行っている。 ④取り組んでいない</p>		
回答欄 □□□		
1-8 団体の運営や事業内容等について、県民に対して情報公開・情報提供しているか。		
<p>①請求の有無に問わらず戦略的に行っている ②請求の有無に問わらず行っている ③請求があつた時のみ、行っている ④行っていない</p>		
<p>事業報告や決算報告を、県民が容易に閲覧・入手できる形で公開している。 情報公開規程等を制定し、請求者があれば適切に情報公開している。 広報紙やホームページ等で定期的に情報提供している。 ホームページのアクセス数は増加傾向である。</p>		
回答欄 □□□		

3-4 団体が提供するサービス等に対する、顧客のニーズ及び顧客満足度を把握しているか。
(注3-4)「顧客」とは、サービス等の受け手(住民等)を指します。

- ①十分に把握している
②かなり把握している
③あまり把握していない
④把握していない

視点

- 定期的に顧客満足度を調査している。
顧客満足度調査の結果から顧客のニーズを把握している。
顧客満足度調査以外の方法で、顧客のニーズを把握している。
顧客のニーズを分析し、その結果を踏まえて改善努力をしている。
顧客ニーズを反映した中長期経営計画や年次事業計画にになっている。

団体の事業の対象となる顧客は誰かを具体的に記入して下さい。

- 顧客ニーズを把握した方法(調査・資料等)を具体的に記入して下さい。

3-5 顧客からの問い合わせ、意見、要望、苦情等への対応は適正か。

- ①適正である
②ほぼ適正である
③あまり適正でない
④適正でない

視点

- 問い合わせ、意見、要望、苦情等を受け入れやすいよう工夫している。
役員・職員は、顧客応対マニュアル等に沿って顧客対応をしている。
問い合わせ、意見、要望、苦情等の内容、それに基づく改善策を役職員が情報共有している。
問い合わせ、意見、要望、苦情等を、サービス改善に生かしている。

3-6 全体的な内部統制は十分に実施されているか。

- ①十分に実施されている
②十分ではないが実施されている
③ほとんど実施されていない

視点

- 業務規程が整備されており、それに従い内部チェックが行われている。
経営上重要な憲思決定は、理事会(取締役会・株主総会)の決議によりなされている。
決裁書や理事会(取締役会・株主総会)の議事録を、検索可能な方法で保管している。
財務状況は年度途中に定期的に監査の対象にされ、経営層に改善策を報告している。
会計規則に基づき、予算の流用手続など、適切な会計管理が徹底されている。

3-7 危機(リスク)管理体制は、十分に整備されているか。

- ①十分に整備されている
②十分ではないが整備されている
③ほとんど整備されていない
④整備されていない

視点

- 団体に潜在するリスクを把握している。
個人情報や民間企業・団体の内部情報の取扱いに留意するよう、役員・職員に周知徹底している。
財務的リスクが発現した場合の対応を記載したマニュアルがあり、役員・職員に周知徹底している。
事故等の通常でない状況に備えて、実地訓練を行っている。
情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手帳が策定されており、役員・職員に周知徹底している。

3-8 組織体制は、十分に整備されているか。

- ①十分に整備されている
②十分ではないが整備されている
③ほとんど整備されていない
④整備されていない

視点

- 組織を機能毎又は事業毎に分け、役割を明確にしている。
経営方針、経営資源、外部環境、業務量等に変化があるときは、組織体制を見直している。
組織割り構造にとらわれない柔軟な組織体制である。
異なる業務部門の配置転換、権限委譲等により組織の活性化を図っている。
人事評価の方針や手続きが明確である。
団体の規模、事業内容に比して、役員・職員の数や報酬・給与は適正である。
パート、アルバイト等の雇用は固定的でなく、業務量の変動に応じて適切に活用している。

3-9 評価事業年度の管理費比率及び人件費比率は、適正か。

- ①適正である
②ほぼ適正である
③あまり適正ではない
④適正でない

視点

- 管理費比率は低下している。
人件費比率は低下している。
業務プロセス改善や帳票の削減、業務のシステム化等により、管理事務の効率化を図っている。
事業内容等を考慮し、管理費比率・人件費比率の目標値を設定している。
()内にその目標値を記入して下さい。
管理費比率 ()%、人件費比率 ()%

自動計算されます。(手計算の場合は、決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$\text{管理費比率} = \frac{\text{管理費(販売費・一般管理費)}}{\text{経常費用(売上高)}} \times 100 \quad \text{評価事業年度}$$

$$() = () \div () \times 100$$

$$\text{人件費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{経常費用(売上高)}} \times 100 \quad \text{評価事業年度}$$

$$() = () \div () \times 100$$

$$\text{管理費比率} = \frac{\text{人件費}}{\text{経常費用(売上高)}} \times 100 \quad \text{評価事業年度}$$

$$() = () \div () \times 100$$

3-10 (公益社団・公益財團法人は回答不要のため、回答欄で「-」を選択してください。)
事業毎に損益を分析し、活用しているか。

- ①分析・活用し、実際に当期経常増減額(営業利潤)が改善している
②仕組みを作り、継続的に分析・活用している
③分析しているが活用は单発的である
④分析・活用していない

視点

- 評価事業年度は、当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業はなかった。(一般社団法人・一般財團法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く)
評価事業年度の当期経常増減額(営業利益)がマイナスの事業については、改善策を講じている。(一般社団法人・一般財團法人の公益目的支出計画にかかる事業は除く)
事業毎の当期経常増減額(営業利益)を算出し、分析している。
分析結果を、翌年度以降の年次事業計画に反映する仕組みがある。

自動計算されます。(手計算の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$\text{当期経常増減額} = \frac{\text{当期経常増減額}}{\text{経常収益}} \times 100 \quad (\text{※公益法人会計用})$$

$$\text{当期経常増減額} = \frac{\text{当期経常増減額}}{\text{売上高}} \times 100 \quad (\text{※企業会計用})$$

4-1 収支の状況は健全であるか。(評価前事業年度と評価事業年度の二期)について、企業会計の場合は経常損益、公益法人会計の場合は当期経常増減額で判断)

①評価前事業年度において、損益がともにプラスである	②評価事業年度のみ損益がある
③評価前事業年度のみ損益がプラスである	④評価事業年度、評価前事業年度において、損益がどちらにマイナスである

*※公益財團法人においては、損益がほぼ収支均衡であれば、上記設問において「プラス」と判断することも可とします。

(参考)

当期経常増減額(経常損益)

$$\text{評価事業年度} : () - () = ()$$

評価前事業年度 : () - () = ()

評価事業年度の損益が(地方公共団体からの運営費補助金を除いて)マイナスとなっていている場合、改善策を記入して下さい。または、マイナスが法人運営上問題がないと判断できる場合は、その理由を記入してください。

[]

【地方道路公社のみ記入】

$$\text{料金収入} - () = ()$$

料金収入が管理運営費(借入金利息を含む)に満たない不採算路線を有する場合、改善策を記入して下さい。

[]

4-2 累積欠損金が発生していないか、あるいは債務超過ではないか。

①累積欠損金はない

②累積欠損金はあるが、減少している

③累積欠損金があり増加している

④債務超過である

(注4-2)債務超過とは、累積欠損金が基本財産や資本金の額を上回っている状態を指します。

視点

評価事業年度は、前事業年度に比べて累積欠損金が減少している。

累積欠損金の金額は財務計画等で予定している範囲内である。

自動計算されます。(手入力の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

県への収益依存度 県からの委託料、補助金、負担金 経常収益(売上高)

$$() = () \div () \times 100$$

自己収益比率

評価前事業年度 評価事業年度

() = ()

(参考)

【含み損のある資産を保有している場合のみ記入】

純資産の部合計(正味財産) 合み損

評価事業年度 : () - () = ()

評価前事業年度 : () - () = ()

評価事業年度において、累積欠損金が生じている場合、または、債務超過(含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上)である場合(a<0)は、改善策を記入してください。

[]

4-3 財務基盤についての指標は適正か。

回答欄	□
①適正である	□
②ほぼ適正である	□
③あまり適正でない	□
④適正でない	□

視点	評価事業年度末の流動比率は、100%以上である。(企業会計用)
	自己資本(正味財産)比率は向上している。または適正である。
	評価事業年度末の借入金依存度は、100%以下である。

(公益)

リンクしています。(適正比率を設定している場合は、入力して下さい。)

	評価前事業年度	評価事業年度	適正比率
流动比率	(-)	(-)	()
自己資本比率 (正味財産比率)	()	()	()
借入金依存度	()	()	()
自己収益比率	()	()	()

4-4 団体の収益における、県への依存度は適正か。

回答欄	□
①適正である	□
②ほぼ適正である	□
③あまり適正ではない	□
④適正でない	□

※県からの財政的支援のうち、委託料、補助金、負担金が全くない場合は、①を選択して下さい。

視点	県からの財政的支援等についての基準は、客観的に明確である。
	県から受け入れた資金の用途は、県がその資金を団体に対して支出した目的と一致している。
	県からの財政的支援等について、定期的に所管部との話し合いの機会を設けている。
	県からの財政的支援等を、団体内で定期的に見直す仕組みがある。
	県から、団体の管理運営費に対する補助金を受けていない。
	将来的には、県から財政的支援等を受けなくとも、事業の遂行が可能である。
	自己収益比率は増加している。

自動計算されます。(手入力の場合は、評価事業年度の決算数値を千円単位で入力して下さい。)

$$() = () \div () \times 100$$

$$\text{自己収益比率} = () \div ()$$

評価前事業年度 評価事業年度

() = ()

(参考)

【含み損のある資産を保有している場合のみ記入】

純資産の部合計(正味財産) 合み損

評価事業年度 : () - () = ()

評価前事業年度 : () - () = ()

評価事業年度において、累積欠損金が生じている場合、または、債務超過(含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上)である場合(a<0)は、改善策を記入してください。

[]

団体自己評価シート回答集計表

の中に各部門毎の①②③④の回答数を記入し、比率を計算した後、その比率を「自己評価結果」の当該年度の比率欄に転記してください。
(比率は小数点以下第1位を四捨五入してください。)

1. 目的		2. 経営計画	
①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点	①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点
②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点	②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点
③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点	③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点
④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点	④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点
	計 <input type="text"/> 点…①		計 <input type="text"/> 点…①
総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②	総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②
比率	$\text{①} \div \text{②} \times 100 =$ <input type="text"/> %	比率	$\text{①} \div \text{②} \times 100 =$ <input type="text"/> %

3. 事業		4. 経営状況	
①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点	①の数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点
②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点	②の数	<input type="text"/> × 3 点 = <input type="text"/> 点
③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点	③の数	<input type="text"/> × 1 点 = <input type="text"/> 点
④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点	④の数	<input type="text"/> × 0 点 = <input type="text"/> 点
	計 <input type="text"/> 点…①		計 <input type="text"/> 点…①
総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②	総回答数	<input type="text"/> × 5 点 = <input type="text"/> 点…②
比率	$\text{①} \div \text{②} \times 100 =$ <input type="text"/> %	比率	$\text{①} \div \text{②} \times 100 =$ <input type="text"/> %

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。
2 第九条の規定は、この条例の施行の日以後に事業年度が終了する主要出資法人の当該事業年度に係る評価から適用する。

附一則（平成二十年三月二十六日三重県条例第二十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、（中略）第三条中県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。（条例民法法人に関する経過措置）
- 2 特例民法法人（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財團法人であつて同法第百六条第一項（同法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものをいう。）については、第二条の規定による改正前の県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例第二条、第二章、第四十九条、第五十条及び第五十二条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。（罰則に関する経過措置）
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附一則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
附一則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第一号抄）

1～5（省略）

- 6 外郭団体等への県関与の基本方針
（特例民法法人に関する経過措置）
今後の県の外郭団体等への関与のあり方にについては、公益法人制度改廃の趣旨も踏まえ、団体の自主・自立の観点を重視し、次のとおりとする。

(1)～(3)（省略）

(4) その他

- ① 県の主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価
条例に基づく県的主要出資法人に係る経営状況等の審査及び評価（以下、「団体経営評価」という。）については、公益法人制度などの制度的な改革への対応に伴い、平成24年度中に経営評価手法の見直しを行い、平成25年度の評価から適用する。
なお、現在、団体経営評価については、条例に基づき県の出資等の割合が4分の1以上の外郭団体について実施しているところであるが、団体運営の透明性の確保や県民への説明責任などの観点から、評価の対象範囲を拡大するものとし、外郭団体として位置づけられている、県の出資等の割合が4分の1未満で県が筆頭出資者である団体に対しても、団体の独立性や自立的運営に配慮しつつ、当該団体及び出資者と十分な調整をはかりながら、評価の実施を要請するものとする。
- ② （省略）

県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査
及び評価の結果に関する報告書

令和2年 9月 発 行
三重県総務部行財政改革推進課
〒514-8570 津市広明町13
電話 059-224-2231

